

市営墓地使用者募集のしおり

令和7年度の募集は、丸山墓地公園および西浜墓地の返還された区画について、新たな使用者を募集するものです。

市営墓地のご使用にあたっては資格、注意事項等がありますので、このしおりをよくご覧になり、必ず現地をご確認のうえお申込みください。

【申込受付開始】

令和7年12月17日(水) 午前8時30分から

【申込受付締切】

令和8年 1月16日(金) 午後5時15分まで

【抽選結果発表(ホームページ)】

令和8年 1月21日(水) 午後3時

〒870-8506

大分市荷揚町6番1号

大分市保健所 (2階10番窓口)

衛生課 生活衛生担当班

電話:097-536-2854(直通)

1. 募集する墓地について

墓 地 名	所 在 地	面 積 ※	使 用 料	募集区画数
丸山墓地公園	大字永興 1425 番地	A 地区 7.5 平方メートル	975,000 円	2
		B 地区 6.0 平方メートル	780,000 円	—
		C 地区 4.0 平方メートル	520,000 円	10
西浜墓地	大字鶴崎 1603 番地の 2	3.24 平方メートル	324,000 円	4

※面積や周辺状況等は区画によって若干異なる場合があります。

(墓地の現地見学について)

- ・今回募集する墓地の区画について、周辺状況や現地の確認のため、事前に見学をすることができます。詳細については P4「市営墓地の所在地概略図」、P5「令和 7 年度 市営墓地使用者募集区画一覧表」、P6・P7 地図をご覧ください。
- ・現地の募集区画には、申込番号を記載したブロックを設置しています。

2. 申込み資格について

(1) 次の全てに該当する方がお申込みいただけます。

- ① 使用許可申請書提出日の 3 ヶ月前から引き続き大分市内に住所を有する方
(住所要件は、住民登録によります。)
- ② 墳墓の祭祀を主宰する(法要などを主宰して遺骨をお守りされる)方
- ③ 同一世帯員が市営墓地の使用許可を受けていない方
- ④ 同一世帯員が市営納骨堂直接参拝壇の使用許可を受けていない方
- ⑤ 現に、遺骨を保有している方、または寺院などに預けている方
(分骨は該当しません。)
- ⑥ 使用許可を受けた日から 3 年以内に墳墓を建てることのできる方

【ご注意ください】

1. 墓地の使用にあたっては、区画の使用権を許可するもので、土地を売り渡すものではありません。
2. 相続以外の名義変更はできません。また、権利の転売・貸与もできません。
3. 法人による申込みはできません。
4. 保有している焼骨が同一の場合、複数世帯で申込みはできません。
5. 申込者が当選後の使用許可申請者になります。当選後の変更はできません。

(2) 「申込みの無効」について

次の場合は、その申込みの全てが無効となりますのでご注意ください。

- ① 申込み資格が無いとき
- ② 一人が重複の申込みをしたとき
- ③ 同一世帯で 2 名以上が申込みをしたとき
- ④ 偽って申込みしたとき、または申込書に不備があったとき

3. 申込みの受付等について

- (1) 申込み受付期間は、令和 7 年 12 月 17 日(水)から令和 8 年 1 月 16 日(金)までです。
- (2) このしおりの末尾の大分市墓地使用申込書(様式 1)に必要事項を記入し、大分市保健所の衛生課に提出してください(窓口または郵送にて受付)。
※申込書の申込番号欄には、希望する区画の申込番号を記入してください。
※窓口での受付は、土・日・祝日及び年末年始(令和 7 年 12 月 27 日(土)～令和 8 年 1 月 4 日(日))を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (3) 郵送の場合は、令和 8 年 1 月 16 日(金)当日必着です。
- (4) 申込み受付時に受付番号を記載した「受付票」を交付いたします。抽選及び抽選結果の発表は受付番号で行いますので、大切に保管してください。
- (5) 郵送で申し込まれる場合には受付後に受付票を送付するため、返信用封筒(110 円切手を貼り、送り先を記入した長 3 封筒)を同封してください。

受付期間中にご希望の区画や順位を変更したい場合、または申し込みを取りやめたい場合は、受付時に交付する受付表を窓口にご持参いただき、再度手続きを行いますので一度ご連絡ください。

4. 抽選について

- (1) 日 時 **令和 8 年 1 月 21 日(水)**
- (2) 内 容 区画ごとに当選者及び補欠当選者の順位を決めます。
※抽選は非公開とし、職員で行います。
- (3) 発 表 抽選結果は**令和 8 年 1 月 21 日(水)午後 3 時**に大分市ホームページに掲載するとともに、申し込まれた方全員に文書で通知します。
(令和 8 年 1 月 22 日(木)発送予定)

5. 抽選方法について

- (1) 第 1 希望者が複数あった区画について抽選を行い、当選者と補欠順位を決めます。
- (2) 第 1 希望者のいなかった区画について、第 1 希望で当選しなかった方の中から、第 2 希望の方で同様に抽選を行います。
- (3) 第 3 希望以降、対象区画の希望者がなくなるまで同様に抽選を行います。
- (4) いずれにも当選されなかった方は、希望された区画の補欠となり、当選者が辞退、取り消し等になった場合、繰上げ当選となります。
※希望のいずれかの区画に当選した場合は、補欠順位は無効となります。

6. 当選後の流れについて

- (1) 当選された方には、市から次の書類を送付します。
 - ① 大分市墓地使用者当選通知書
 - ② 大分市墓地使用許可申請書
 - ③ 遺骨保有証明書

(2)当選通知書が届きましたら、以下の書類を揃えて、令和 8 年 2 月 6 日(金)までに大分市保健所衛生課へ提出してください(郵送不可)。

①大分市墓地使用許可申請書

②墓地・納骨堂に遺骨がある方は遺骨保有証明書

③自宅に遺骨を保管している方は死体(胎)埋火葬許可証の写し

(紛失された場合は、火葬した市町村で火葬証明証を再発行する)

④世帯全員の住民票の写し(本籍、筆頭者の記載のあるもの)

(3)提出期限の令和 8 年 2 月 6 日(金)までに大分市墓地使用許可申請書が提出されない場合は、当選を辞退したものと見なしますのでご注意ください。

(4)上記(2)の書類一式を大分市保健所衛生課で受理しましたら、後日、墓地の使用許可書と使用料納付書を送付しますので、市内の金融機関(郵便局を除く)の窓口で、令和 8 年 3 月 13 日(金)までに一括納付してください。

7. 墓地の使用について

墓地の使用にあたっては、墓地・埋葬等に関する法律、大分市墓地条例、施行規則を遵守してください。

① 墳墓を新設するときは、事前に市への届出が必要です。

(建て替えや修繕の際も同様です)

② 墳墓を建てる場合には、区画ごとに工事基準(P8～10 ページ:縁石からの間隔・高さ等)がありますので、大分市保健所衛生課で事前にご確認ください。

※区画の大きさは区画ごとに若干の差があります。

③ 納骨に当たっては、事前に下記の書類の提出が必要です。

・改葬(=他のお墓から移す)するときは改葬許可証

(現に遺骨のある市町村で許可申請をしてください)

・火葬したお骨を納骨するときは死体(胎)埋火葬許可証

8. 使用区画の返還について

使用許可の日から 3 年以内に墳墓を建てない場合は、使用許可を取り消し、当該使用区画を返還していただきます。その場合、既納の使用料の 2 分の 1 を還付します。

―申込みにあたって―

○工事基準と大きさが若干異なる区画がございます。必ず現地をご確認の上、お申し込みください。

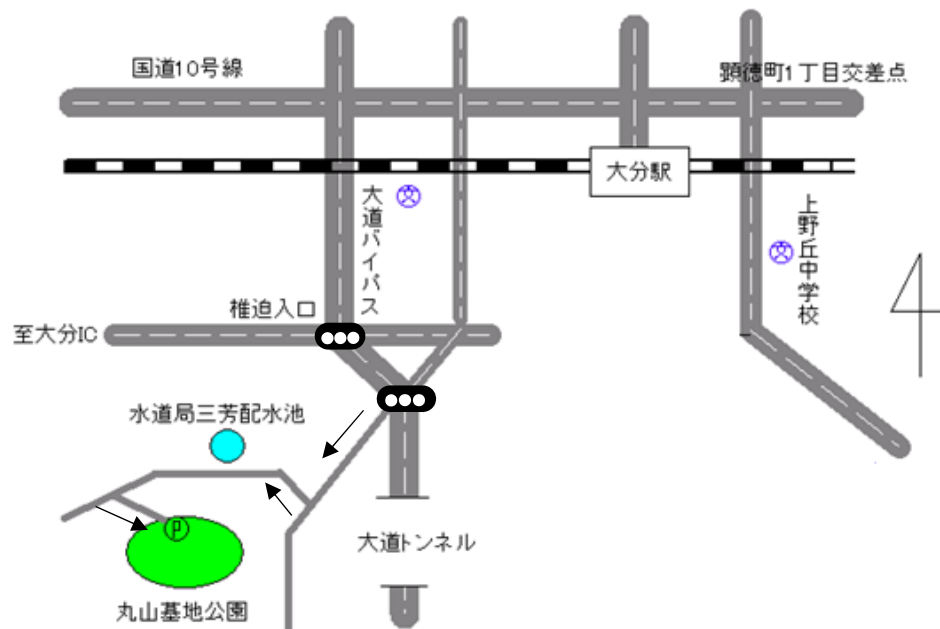
○当選後は、区画の変更はできません。また、使用期間中は墓地区画内の維持管理(除草等)も各自で行っていただきます。

○市営墓地の申込みにあたっては、当選後の辞退等の無いう、申し込む場所や将来の管理者(承継者)などについてご家族等とよくご相談されたうえでお申込みいただくようお願いいたします。

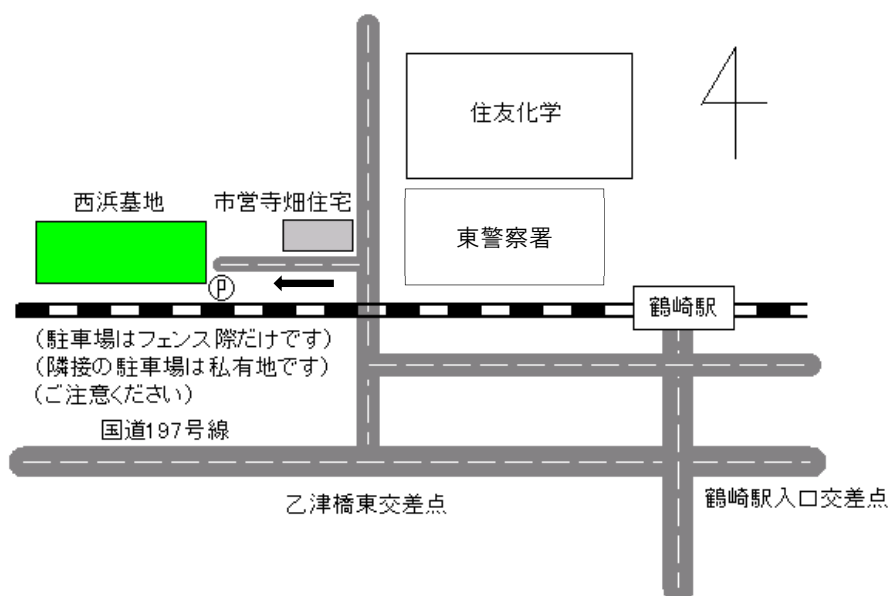
○使用料を一旦納付したあと、個人の都合で墓地の使用を辞退する場合には、返金はいたしかねます。

【市営墓地の所在地概略図】

< 丸山墓地公園 >



< 西浜墓地 >



令和7年度 市営墓地使用者募集区画一覧表

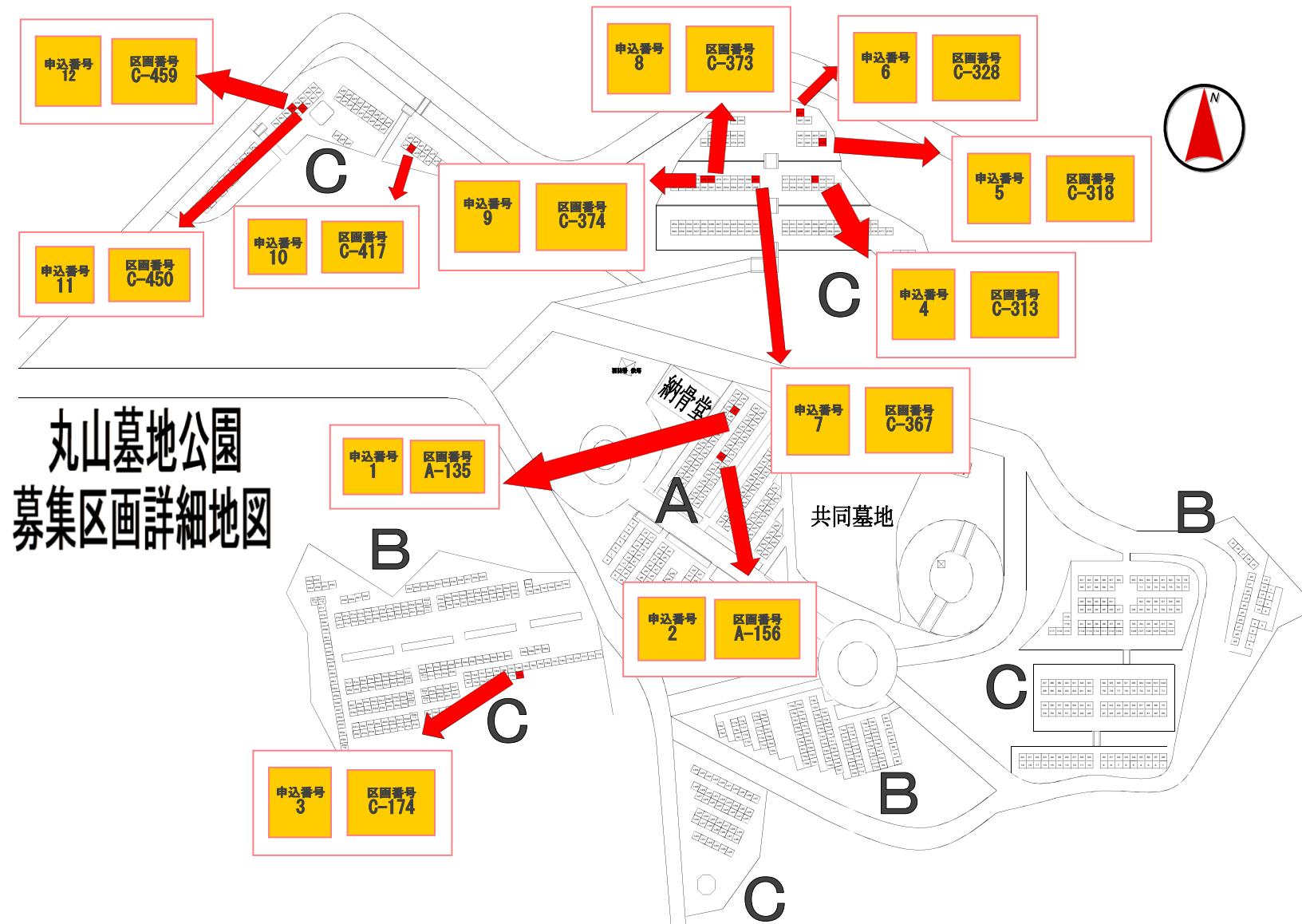
申込番号	墓地名	区画	番号	使用料	区画面積 (基準値)(㎡)	備考 ※下記参照
1	丸山墓地 公園	A	135	975,000円	7.5	②
2		A	156	975,000円	7.5	①
3		C	174	520,000円	4.0	①
4		C	313	520,000円	4.0	①
5		C	318	520,000円	4.0	①
6		C	328	520,000円	4.0	②
7		C	367	520,000円	4.0	①
8		C	373	520,000円	4.0	①
9		C	374	520,000円	4.0	①
10		C	417	520,000円	4.0	②
11		C	450	520,000円	4.0	②
12		C	459	520,000円	4.0	①
13	西浜墓地	4	9	324,000円	3.24	①
14		28	5	324,000円	3.24	①
15		40	12	324,000円	3.24	①
16		43	1	324,000円	3.24	①



※墓地使用申込書にはこの番号を
記入してください。

※備考① 区画の奥行または横幅に基準と0~5cm程度の差がある。

※備考② 区画の奥行または横幅に基準と6~10cm程度の差がある。

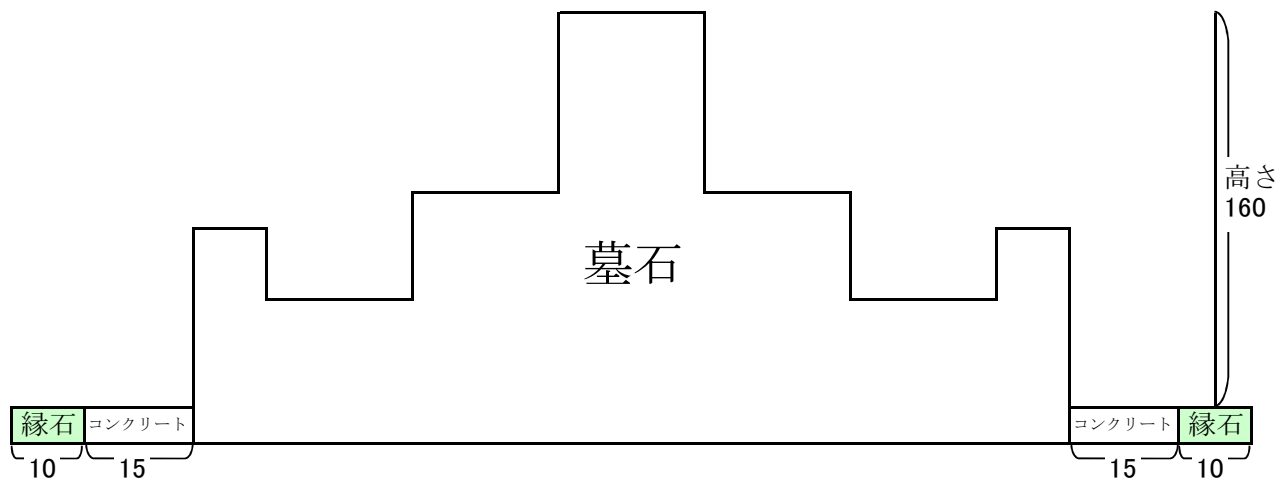
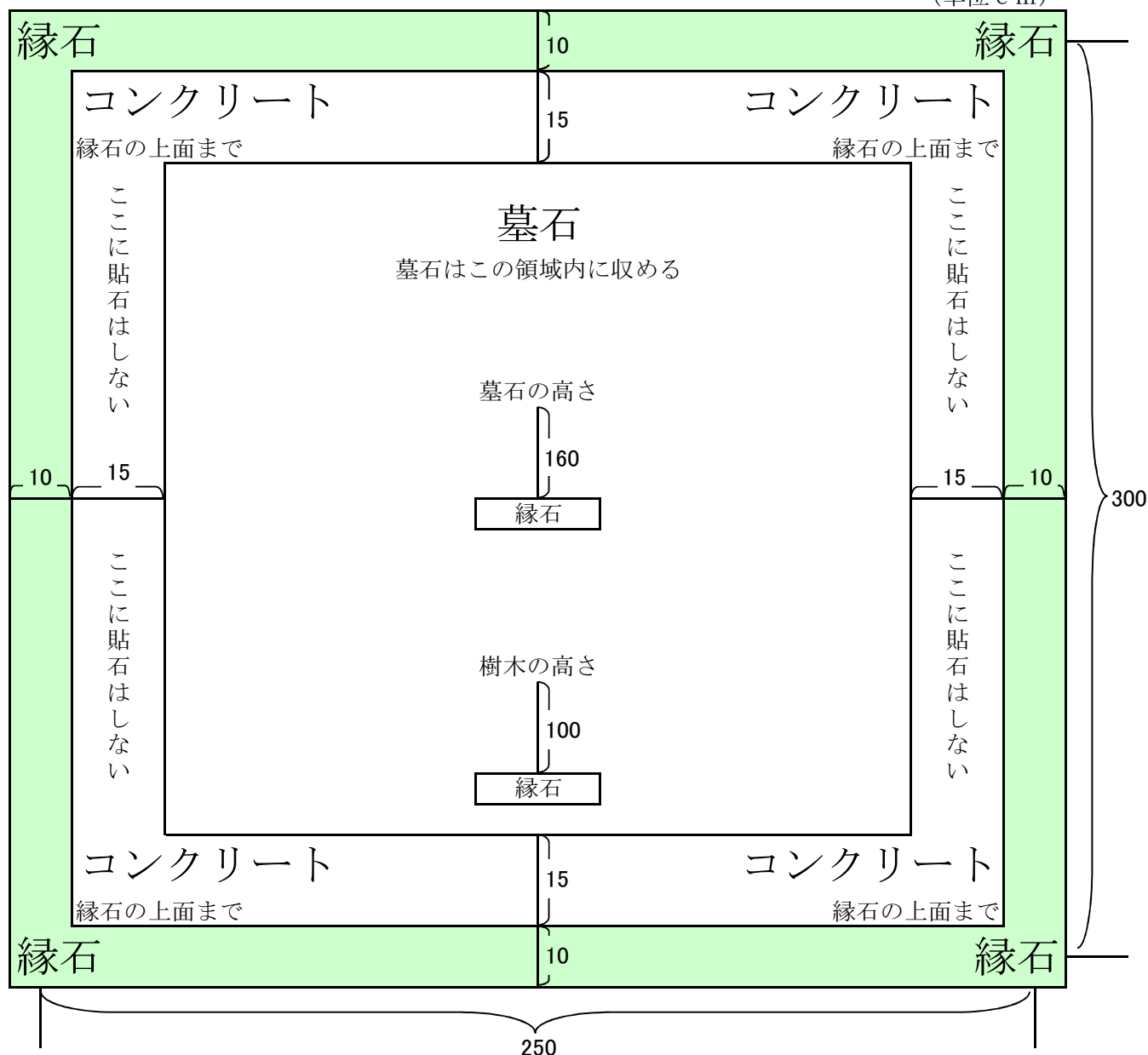


西浜墓地 募集区画詳細地図



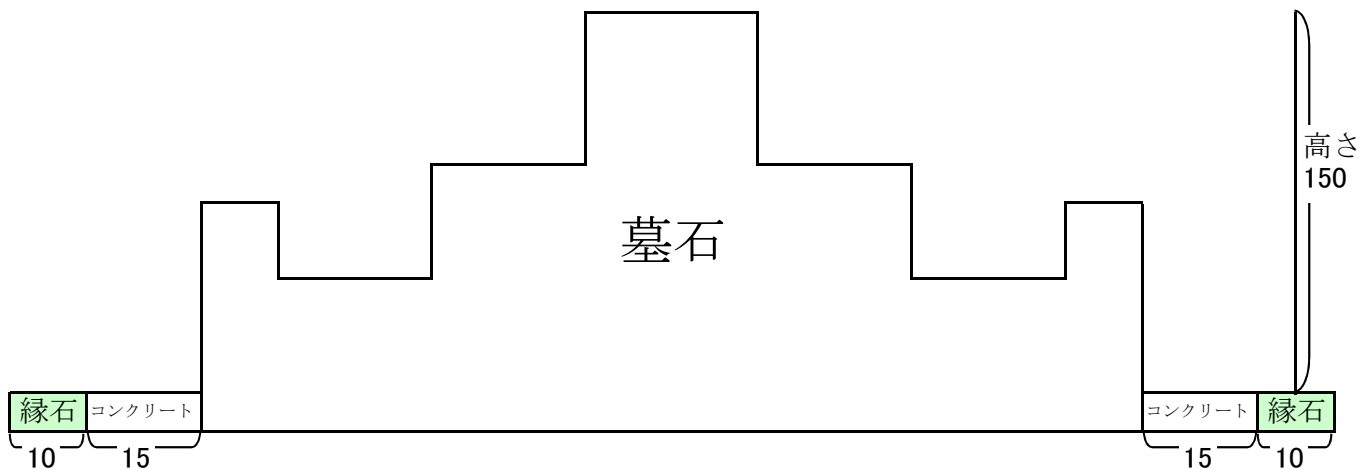
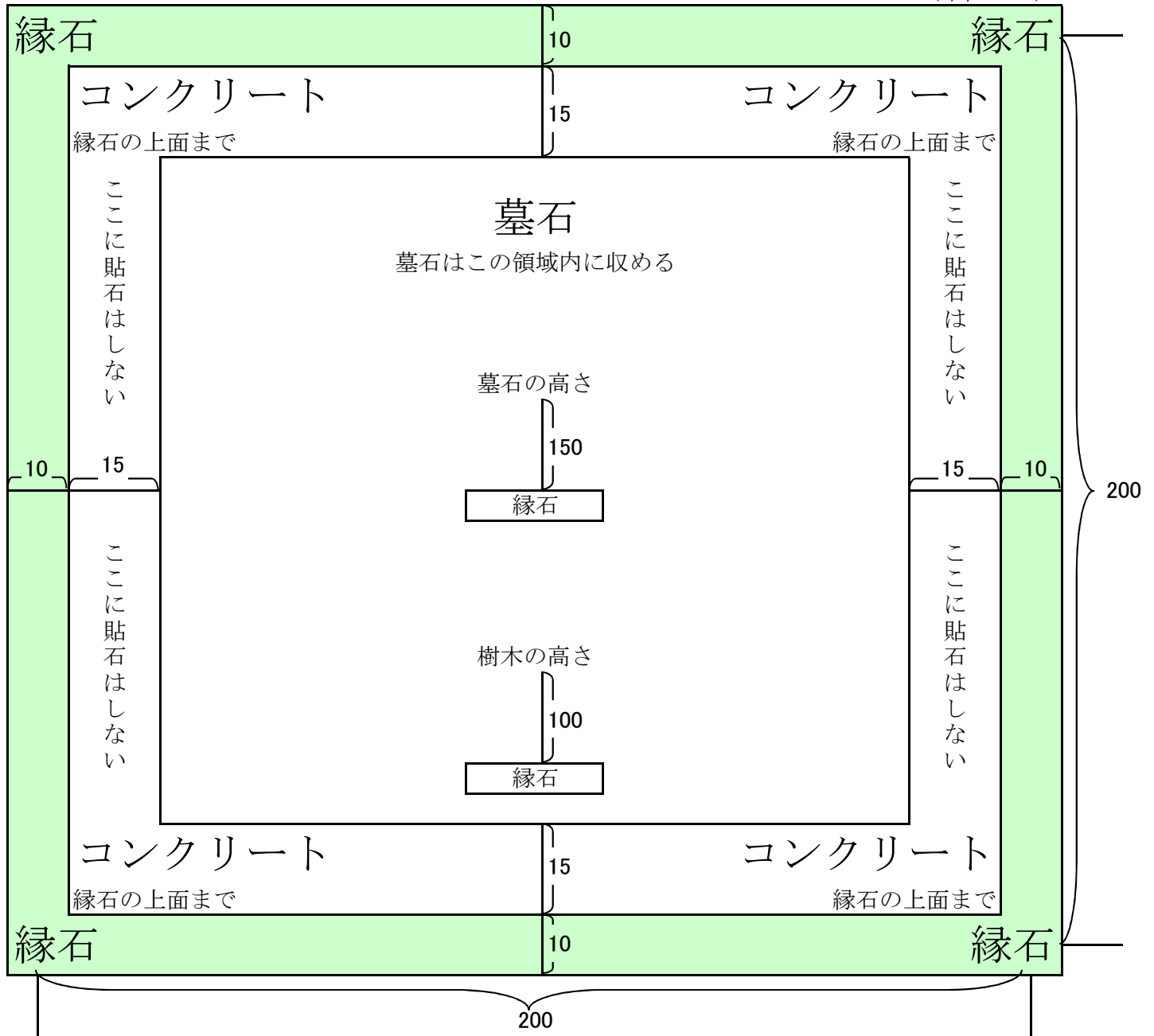
丸山墓地 A地区 工事基準

(単位 c m)



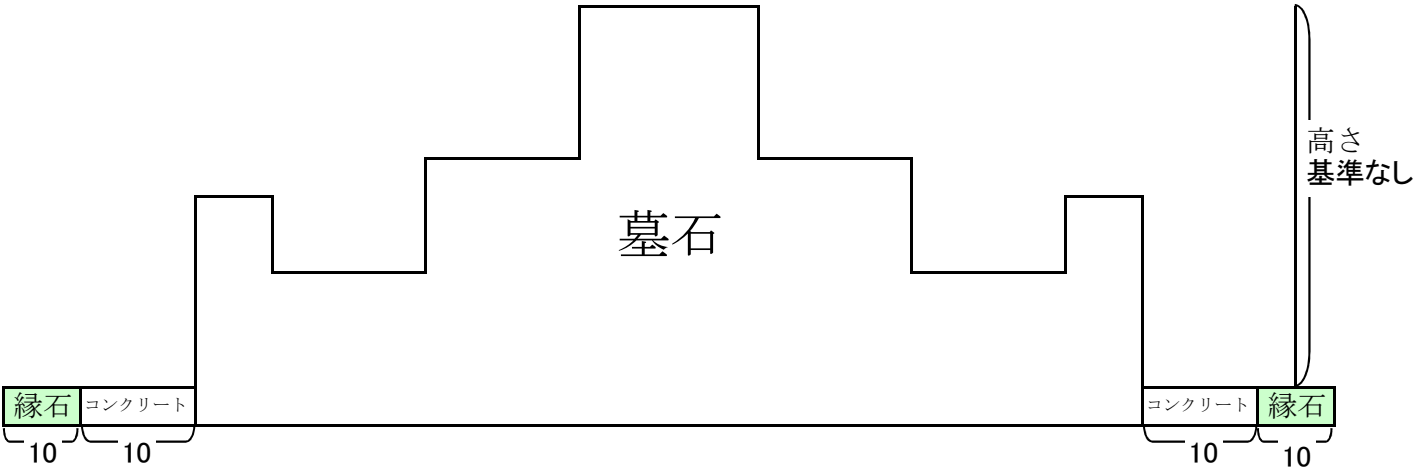
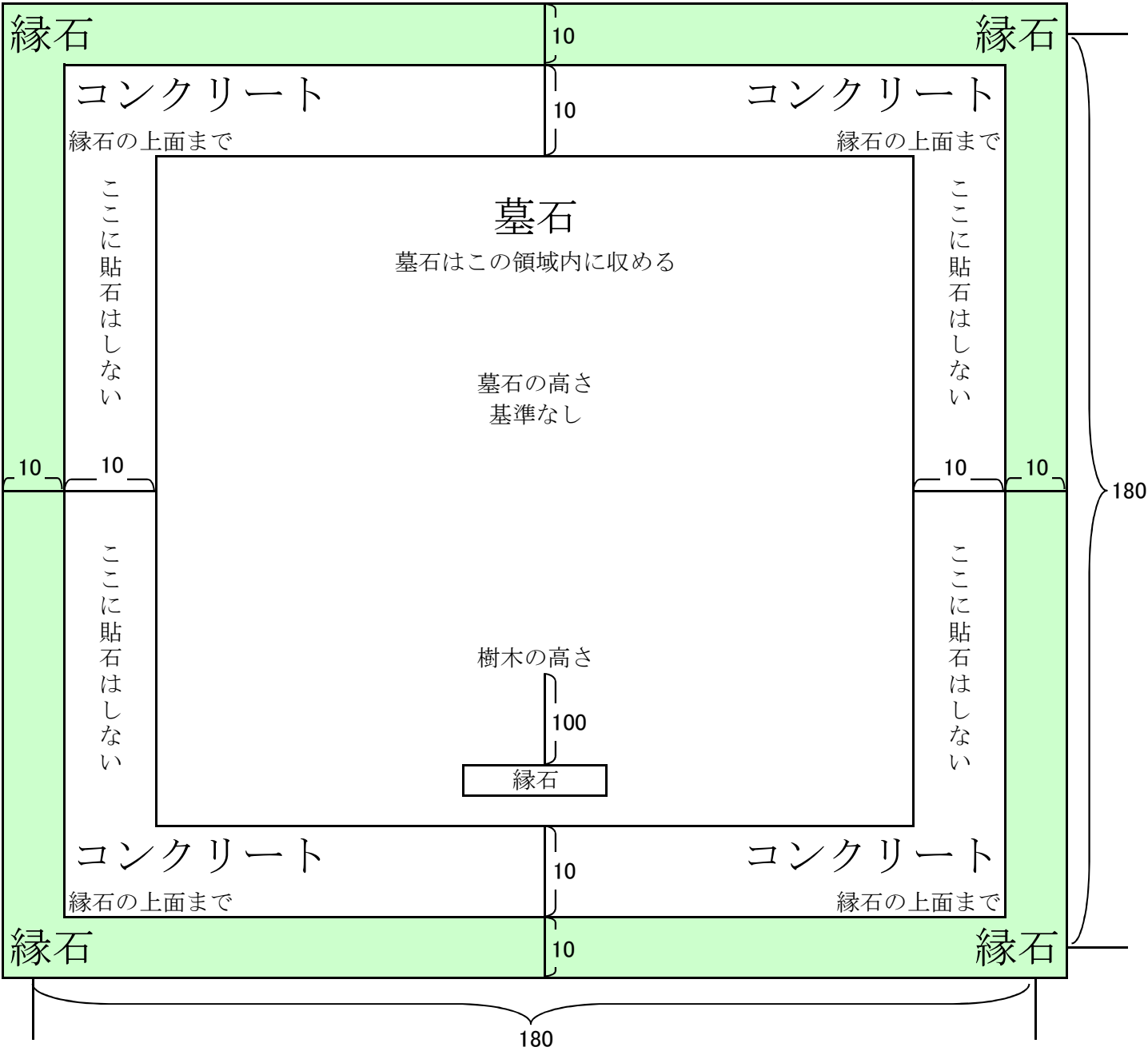
丸山墓地 C地区 工事基準

(単位 c m)



西浜墓地 工事基準

(単位 c m)



大 分 市 墓 地 使 用 申 込 書

令和7年度市営墓地使用者募集区画一覧表から、**希望する区画を選び、申込番号**を記入してください。

※ 必ずしも第10希望まで全てを記入する必要はありません。

	申込番号	墓地名	区画 ・ 番号		申込番号	墓地名	区画 ・ 番号
第1希望		丸山 ・ 西浜		第6希望		丸山 ・ 西浜	
第2希望		丸山 ・ 西浜		第7希望		丸山 ・ 西浜	
第3希望		丸山 ・ 西浜		第8希望		丸山 ・ 西浜	
第4希望		丸山 ・ 西浜		第9希望		丸山 ・ 西浜	
第5希望		丸山 ・ 西浜		第10希望		丸山 ・ 西浜	

保有している焼骨の方のお名前

確認事項	使用許可申請書提出日の3ヵ月前から引き続き大分市内に住所を有している。	はい ・ いいえ
	墳墓の祭祀を主宰している(法要などを主宰して遺骨を守っている)。	はい ・ いいえ
	同一世帯員が市営墓地・市営納骨堂直接参拝壇の使用許可を受けていない。	はい ・ いいえ
	現に、遺骨を保有、または寺院などに預けている。	はい ・ いいえ
	使用許可を受けた日から3年以内に墳墓を建てることができる。	はい ・ いいえ
	区画の現況寸法について了承し、基準内で墳墓を建てるができる。	はい ・ いいえ

上記のとおり墓地を使用したいので、申込みます。

令和 年 月 日

大分市長 足立 信也 殿

申 込 者

〒

住 所

フリガナ

氏 名

(記名押印又は署名)

電 話

(日中連絡のとれるもの)

㊞

抽選順位	※ 第 位	受付番号	※ 番
------	---------------------	------	----------------

注)※印の欄は、記入しないで下さい。